

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系ポンプ点検時、タービン側軸受温度計に接続している接地線端末部の被覆割れが認められたため、当該端末部を修理	D	
2	1号機	ほう酸水注入系ポンプの試運転時、取替を実施した注入系統試験用手动元弁開閉表示用端子箱の配線に相違が認められたため、当該配線を修理	C	
3	1号機	1、5、6号機定期検査における検査成績書の主任技術者等への報告及び通知遅れ（7件）が認められたため、対応検討	C	
4	1号機	燃料プール冷却系フィルタ（B）ベント弁において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	床塗装剥離作業において、作業許可証の作業許可が未許可の状態で作業を着手したことが認められたため、対応検討	C	
6	1号機	高圧注水系タービン下半車室下部のドレン配管（3本）の接続において、ネジ継手がある事が認められたため、対応検討	対象外	
7	2号機	所内ボイラ（A）排ガス温度指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
8	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）用油冷却器（A-B）フランジ部において、油の滲みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用油冷却器（B-B）フランジ部において、油の滲みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	原子炉建屋補機冷却系熱交換器（C）の渦流探傷検査において、チューブ（11本）に詰まりが認められたため、当該チューブを交換	D	
11	3号機	ほう酸水注入ポンプ室空調局所空調機のファンベルトにおいて、亀裂が認められたため、当該ベルトを交換	D	
12	3号機	管理区域内化学分析室の排気ファン本体において、異音の発生が認められたため、当該ファンを点検	D	
13	3号機	主復水器室排気ダンパー（AO-363）駆動用減圧弁において、エアリークが認められたため、当該減圧弁を点検・修理	D	
14	3号機	原子炉建屋スチームドレンタンクの水位計において、汚れの付着が認められたため、当該水位計を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	タービン建屋地下復水器東側ストームドレンタンクの水中ポンプにおいて、汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
16	4号機	循環水ポンプ（A）検出配管洗浄用ろ過水電磁弁において、開閉表示用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・調整	D	
17	4号機	循環水ポンプ（C）検出配管洗浄用ろ過水電磁弁において、一時的な動作不良（スティック）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	高圧注水系タービン温度記録計の打点（No. 6：ポンプ前部軸受温度カップリング側）において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	5号機	開閉所碍子洗浄ポンプ（5A）吐出弁の全閉動作中において、過負荷トリップが認められたため、当該吐出弁を点検・修理	D	
20	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール注入配管ドレン弁において、詰まりが認められたため、当該弁を点検・清掃	D	
21	6号機	開閉所碍子洗浄排水ポンプにおいて、自動起動時に過負荷トリップが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
22	6号機	所内ボイラ室素ボンベ室酸素濃度計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
23	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）「排ガスフィルタ（A・B）差圧記録計」及び「空気混合部冷却空気流量・排ガス流量記録計」の蓋の破損が認められたため、当該記録計蓋を修理	D	
24	その他	水処理設備 加圧水タンク（A・B・C）の覗き窓のパッキンにおいて、劣化が認められたため、当該パッキンを点検・修理	D	
25	その他	不適合のデータベースの一部において、発見日を入力するところ、誤って作成日を入力していたものが発見されたため、データベースを修正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで